

令和4年

東松島市教育委員会2月定例会会議録

東松島市教育委員会

令和4年東松島市教育委員会2月定例会会議録

- 1 招集日時 令和4年2月24日(木) 午前9時00分
- 2 招集場所 東松島市役所 2階 202会議室
- 3 出席者 教育長 志小田 美弘 委員 木村 和彦 委員 松岡 勝久
委員 福田 ゆかり
- 4 傍聴者 なし

- 5 説明のため出席した者 学校教育管理監 相沢 進
教育総務課長 八木 繁一
教育総務課長補佐 千葉 純一
教育総務課教育総務係長 木村 薫
生涯学習課長 樋熊 利将

- 6 議事日程 配布資料のとおり

- 7 本委員会書記 教育総務課補佐 千葉 純一

- 8 開 会 午前9時00分

9 会議録署名委員の指名

教 育 長 木村委員、福田委員を指名する。

10 前回会議録の承認

福 田 委 員 出席者に私の名前がなかった。出席したと思うが。

木 村 係 長 出席者に福田委員を加えることに訂正する。

教 育 長 (委員全員に諮って)承認する。

11 報 告

(1) 教育行政報告

教育総務課長 (教育行政報告一覧表に基づき説明)

(質 疑) (質疑なし)

(2) 事務局報告事項

教育総務課長 1月24日から2週間ほどかけて、令和4年度で採用する会計年度任用職員の面接を実施した。教員業務支援員11名、特別支援教育支援員2人増の30人、学校用務員、心のケアハウス職員等ということになる。一部定員に満たない職種もあるので継続的に募集しており、年度末までに確保したい。

1月25日、今年度3回目となる幼保小連絡会議を開催した。次年度に向けて、幼稚園児や保育所の子供たちが小学校入学前にスムーズに学校生活や学習に溶け込むためのアプローチカリキュラムや小学校入学後に学校生活に円滑に移行するためのスタートアップカリキュラムの案等も示しながら、来年度はより現場に近い先生方も交えながら進めて行くことを確認した。

1月28日、学校給食センター運営審議会を開催した。学校給食に関わる栄養や残食率

等について協議を行った。今年4月から始まる学校給食の直接徴収についても説明した。なお、学校給食の直接徴収については、学校での取扱いも変わることから、事務の先生や給食担当の先生に対して2月2日に説明会を行った。

2月11日、学校の教職員に対して3回目の新型コロナウイルス感染症の予防接種を行った。モデルナ製ということもあり、若い方で副反応が強く出た方もいたようだが連休中に体調は戻ったようである。

2月15日から3月8日までの日程で令和4年東松島市議会第1回定例会が開催される。提案された議案や一般質問等が審議され、後ほど説明する令和4年度当初予算案についても2月28日に生涯学習課、教育総務課ともに財務常任委員会で審議される。

来月は、市内各小中学校の卒業式等もあり、委員の皆様にはお忙しいところ恐縮ですがご対応よろしく願います。

生涯学習課長

1月27日、東部管内生涯学習・生涯スポーツ等主管課長会議が開催され、私が出席した。今年度まで宮城ヘルシースポーツ大会という名前で行われていたが、来年度は、名称変更し利府町を会場に行われる。4月に説明会があるので詳細分かり次第お知らせする。

生涯学習課所管の施設について、1月中旬以降コロナが流行してからは、女性団体の研修会、子供会育成会の指導者研修、ジュニアリーダーの定例会、幼児体育、縄文村のイベント等、図書館のお話会、ボルネオ先生のジャングル動物記という講演会も予定していたが中止とした。学校開放については、4月の入学式終了まで利用中止とする。

3月14日、矢本一中の立志式、3月15日、鳴瀬未来中の立志式を開催する。

3月17日、市コミュニティセンターの内覧会を予定している。

3月25日、社会教育委員会議を予定している。

12 議 事

承認第2号

専決処分した事件（東松島市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例）の承認について

生涯学習課長

専決処分した事件（東松島市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例）の承認について、御説明申し上げる。本件は、令和4年第1回定例議会2月15日に審議され可決された。市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見を求められたが、日程の関係で教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、異議のない旨専決処分したので報告し承認を求めるものである。

（承認第2号関係資料に基づき説明）

（ 質 疑 ）

（質疑なし）

教 育 長

（委員全員に諮って）承認可決する。

承認第3号

専決処分した事件（令和4年度一般会計予算（教育委員会事務に係る部分））の承認について

教育総務課長

専決処分した事件（令和4年度一般会計予算（教育委員会事務に係る部分））の承認について、御説明申し上げる。本件は、令和4年第1回定例議会2月15日に上程され審議中である。市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見を求められたが、日程の関係で教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により、異議のない旨専決処分したので報告し承認を求めるものである。

（承認第3号関係資料に基づき説明）

生涯学習課長

（承認第3号関係資料に基づき説明）

木 村 委 員

セカンドジャージについて、具体的な内容を伺う。

教育総務課長 基本デザインは教育委員会で決め、バックプリントは各学校名が入る。左袖に東松島市と入り、色については紺色で半袖シャツとハーフパンツとなる。基本的に入学時に一回の配布とし、市内の販売店では購入できないことになっている。基本的には正規の学校指定のジャージを購入して頂くよう保護者には話している。現在は小学6年生のサイズをまとめており、入学式に配布予定となっている。

木村委員 矢本運動公園体育館改築とは、武道館のことか。

生涯学習課長 補助の関係で体育館としているが、武道専門で4コートとれるものとなっている。テニスコートの管理棟機能も武道館の中に入ることになる。既存管理棟は解体するので、工事期間中は仮設で貸館等対応する。

教 育 長 (委員全員に諮って) 承認可決する。

議案第4号 東松島市コミュニティセンター管理運営規則の一部を改正する規則について

生涯学習課長 東松島市コミュニティセンター管理運営規則の一部を改正する規則について御説明申し上げる。東松島市コミュニティセンターは、現在実施中の大規模改修工事が令和4年3月に終了し、4月以降施設の機能向上等が図られることから、令和4年4月1日から、東松島市コミュニティセンター条例で規定する使用料をおおむね15%程度の引き上げを行う。それに伴い、本規則の料金表中で規定する設備名称及び利用負担金等について、設備の更新に合わせて改定するため所要の改正を行うものである。

(議案第4号関係資料に基づき説明)

(質 疑) (質疑なし)

教 育 長 (委員全員に諮って) 承認可決する。

議案第5号 東松島市図書館管理規則の一部改正する規則について

生涯学習課長 東松島市図書館管理規則の一部改正する規則について御説明申し上げる。現在、祝日の開館は5月の休日及び11月3日を限定して行っているが、令和4年4月1日より全ての祝日においても開館することで、利用者の利便性の向上と図書等に触れる読書機会を増やすことを目的として、本規則において休館日の取扱いに係る所要の改正を行うものである。

(議案第5号関係資料に基づき説明)

(質 疑) (質疑なし)

教 育 長 (委員全員に諮って) 承認可決する。

議案第6号 東松島市子どもの心のケアハウス設置要綱の一部改正について

議案第7号 東松島市立学校及び東松島市子どもの心のケアハウスで勤務する会計年度任用職員設置要綱の一部改正について

教 育 長 議案第6号東松島市子どもの心のケアハウス設置要綱の一部改正についてと議案第7号東松島市立学校及び東松島市子どもの心のケアハウスで勤務する会計年度任用職員設置要綱の一部改正については関連があるので一括した議題とする。

教育総務課長 議案第6号東松島市子どもの心のケアハウス設置要綱の一部改正について、御説明申し上げます。本件は、心のケアを必要とする児童生徒等を支援する対策として、市で設置・運営している「東松島市子どもの心のケアハウス」の設置要綱について、宮城県の「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業費補助金交付要綱」が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。次に議案第7号東松島市立学校及び東松島市子どもの心の

ケアハウスで勤務する会計年度任用職員設置要綱の一部改正について、御説明申し上げる。本件は、学校や教員が直面する課題が多様化・複雑化し、対応等が喫緊の課題となっていることを踏まえ、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第37号）が令和3年8月23日付公布、同日施行された。様々な課題に対応する学校の指導・運営体制の強化・充実を図るため、学校現場において教員と連携しながら支援する役割等について、所要の改正を行うものである。

（議案第6号及び議案第7号関係資料に基づき説明）

（ 質 疑 ） （質疑なし）

教 育 長 （委員全員に諮って）承認可決する。

議案第8号 東松島市児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正について

教育総務課長 東松島市児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正について御説明申し上げます。本件は、児童生徒の就学機会の確保と保護者の経済的負担軽減の観点から、学費を抑えながら学べる先進的な教育環境の国立小中学校及び一貫した環境で6年間学べる公立中高一貫校を、区域外就学（市内在住・市外就学）の対象として拡大すること並びに新入学準備費の受給に係る基準日を明確化するため要綱の一部改正を行うものである。

（議案第8号関係資料に基づき説明）

（ 質 疑 ） （質疑なし）

教 育 長 （委員全員に諮って）承認可決する。

13 その他

木 村 委 員 赤井南小学校改築工事の進捗状況について伺う。

教育総務課長 3月15日の工期であったが、工事が順調に進み3月1日の完成予定となっている。その後工事検査を行う。

木 村 係 長 引っ越しは、3月24日前後を予定している。6年生は、卒業式前に授業をさせたいという校長の思いもあり、3月11日以降に机椅子等の移動を予定している。外構工事等の調整事項は残っているが、仮囲いは外れている状況となっている。

14 閉 会 午前10時15分

令和4年3月24日

署名委員

署名委員